

日本神経免疫学会 転載等許諾規程

(目的)

第1条 この規程は、日本神経免疫学会(以下、「本会」という。)が出版する機関紙「神経免疫学」(以下、「神経免疫学」という。)に掲載された論文等について、転載その他の方法による利用をする場合の申請手続及び許諾等の基準を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 神経免疫学に掲載された論文等を利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、転載許諾申請書(以下、「申請書」という。)に必要事項を記入の上、本会の事務局宛にメール又はFAXにて申し込まなければならない。

2 申請書には、以下の写しを添付する。

- 一 著者の許諾を取り、その写し1部
- 二 転載元の該当箇所の写し1部
- 三 転載先の掲載原稿(校正紙可)1部

(許諾料)

第3条 事務局は、申請書の申請区分について、商用(営利企業を主眼とする印刷物・電子媒体等)又は学術(論文・学会発表・書籍等)かを判断し、商用の場合は以下の許諾料を請求する。

部数	印刷物(図表4点以下)		印刷物(図表5点以上) 電子媒体・Web掲載	
	正会員・準会員・ 特別会員	非会員	正会員・準会員・ 特別会員	非会員
1~1,000	¥ 35,000	¥ 70,000	¥ 50,000	¥ 100,000
1,001~10,000	¥ 75,000	¥ 150,000	¥ 100,000	¥ 200,000
10,001以上 (Web掲載)	¥ 100,000	¥ 200,000	¥ 150,000	¥ 300,000

2 許諾料は、請求日から翌月末までに下記の口座へ振り込まなければならない。

みずほ銀行 郡山支店 普 3026304

ニホンシンケイメンエキガツカイ リジチョウ フジハラ カズオ

日本神経免疫学会 理事長 藤原 一男

3 事務局は、入金確認後、申請者へ転載許諾書を送付する。

4 電子媒体はメディア数を、Web掲載は10,001以上の閲覧者数を印刷部数に読み替える。

5 転載先メディアが複数の場合は、メディア毎に許諾料を支払わなければならない。

6 学術目的の場合は、無償とする。

(条 件)

第4条 申請者は、前条に定めるもののほか、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 必ず出典を明示すること
- 二 製作物には©表記をすること
- 三 後日、製作物を事務局宛に送付すること

(その他)

第5条 この規程を改正するためには、理事会で決議しなければならない。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。